本稿は、『勤労よこはま』15年11月号に掲載されたものです。制度等は、執筆時点のもので、その後の改正等には対応していません。

→横浜市労働情報センターのホームページへ

雇用保険Q＆A　第6回

～特定受給資格者、給付制限、延長給付～

社会保険労務士　秋山恵美子

Q１　会社が倒産しました。退職の理由やその他の理由によって受給開始日が異なる等の給付制限があるときいていますが、倒産の場合はどうなりますか。職安へ提出する書類を教えてください。

A　回答は、次のとおりです。順番に見ていきましょう。

１．給付制限の種類と期間

雇用保険制度加入者が離職したとき、一定条件を満たした場合に支給されるのが基本手当です。

基本手当は、本来、解雇や倒産等、労働者が予測できない理由で離職を余儀なくされた場合の給付を目的としています。

労働者自身が自発的に離職し失業状態を作り出した場合等は、制度本来の趣旨になじまないとして、設けられたのがご質問の給付制限です。給付制限の種類や期間は次のとおりです（表１参照）。

給付制限は、支給時期が先に延ばされるだけで、給付日数が減る訳ではありません。

＜表１．給付制限の種類と期間＞

給付制限の理由	給付制限の期間
自己都合等の離職理由によるもの	３ヶ月間
職業紹介、職業指導等、職業訓練拒否によるもの	１ヶ月間
基本手当等の不正受給によるもの	以後不支給

２．倒産の場合の取扱い

ご質問のように、会社が倒産した場合は、給付制限はありません（図２参照）。

ただし、７日間基本手当は支給されません。これを待機期間といいます。待機期間は、基本手当をもらう権利のある人が、離職していることを確認し、制度の濫用を防ぐために設けられた期間です。給付制限とは違い、離職理由を問わず待機期間が設けられています。

＜図２－１．基本手当支給の流れ：会社倒産編＞

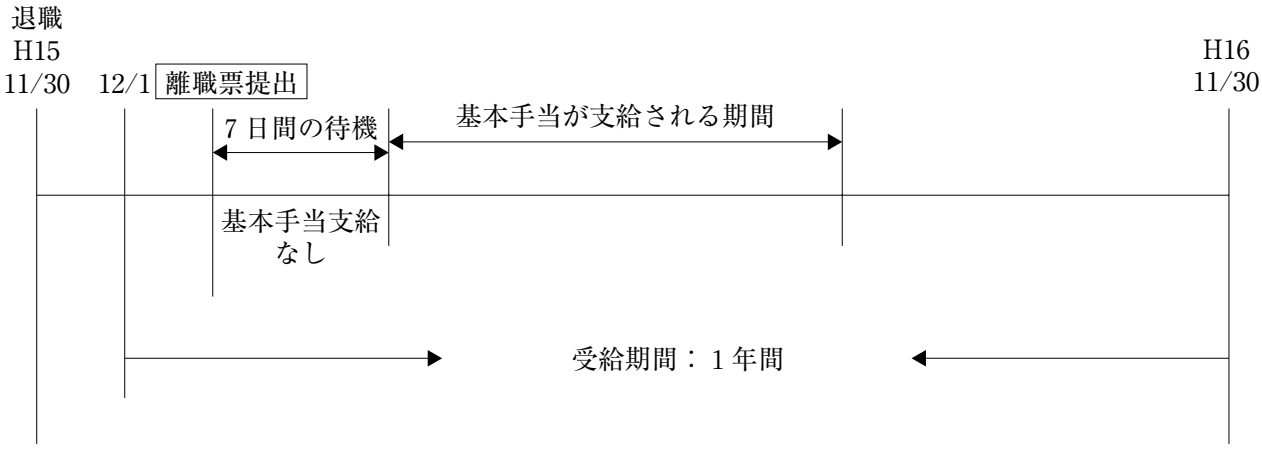

＜図２－２．基本手当支給の流れ：自己都合退職編＞

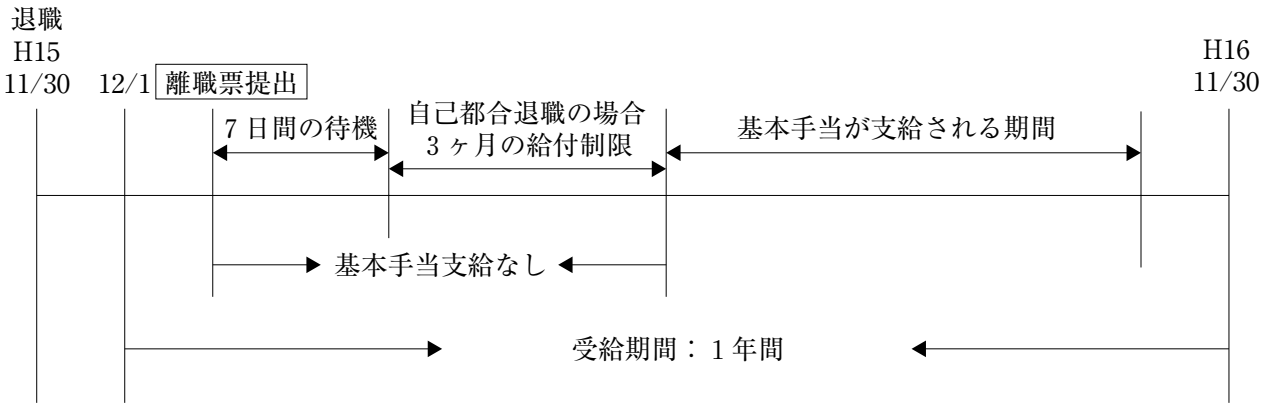

３．支給申請に必要な書類

基本手当受給のため、本人が住所地を所轄する公共職業安定所に提出する書類は、次のとおりです。

＜提出する書類＞

・雇用保険被保険者証
・雇用保険被保険者離職票－１と２
・印鑑
・住民票（運転免許証でも可）
・最近の写真　正面上半身のもの１枚（大きさ：縦３cm×横2.5cm）
・本人名義の普通預金通帳

Ｑ２　基本手当の給付延長はどのようなときに受けられるのですか

A　基本手当の給付日数は、離職理由等により決まっています。次のような理由に該当する場合、給付日数が延長されることがあります（表３参照）。

＜表３．延長制度＞

種　　類	内　　容	延長日数
訓練延長給付	受給資格者が公共職業安定所長の指示により職業訓練をうける場合 ※35歳以上60歳未満の場合、複数回受講できる特例措置がH19年度末まで実施されています	
	訓練受講のための待機期間	上限90日
	訓練受講期間	上限２年間
	訓練終了後も再就職が困難と認められる場合	上限30日
広域延長給付	失業多発地域で厚生労働大臣が必要と認め指定された地域で、広域職業紹介活動の対象となった受給資格者	90日分
全国延長給付	失業状況が全国的に著しく悪化し、一定基準に達したとき	すべての受給資格者に一律90日分

秋山　恵美子（あきやま　えみこ）
1958年12月生まれ、横浜市出身。13年間アパレル企業で人事業務を担当、「このままで終わりたくない。一国一城のあるじになりたい！」と係長を最後に退職。平成６年、社会保険労務士の国家試験に合格。翌７年に「秋山社会保険労務士事務所」を開設し現在にいたる。「軽いフットワーク、いつもニコニコ最新情報」をモットーに活動中。顧問先のコンサルティング、講演、執筆等を中心に活動。雇用・能力開発機構　神奈川センターより雇用管理アドバイザーを委嘱、神奈川労働局より、外国人雇用管理アドバイザーを委嘱＜執筆＞神奈川新聞社「くらしの経済」現在担当中　読売新聞　ぴーぷるコラム「スパイス」現在担当中＜著書＞「ワーキングウーマンのためのＱ＆Ａ」亜紀書房出版　共著「OL1000万円たまる道　日経ウーマン編」日経ホーム出版社